

社会福祉法人柘形鳳翔会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成29年6月21日施行

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柘形鳳翔会役員及び評議員並びに評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償費（以下「報酬等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程で役員とは、社会福祉法人柘形鳳翔会の理事長、理事並びに監事をいう。

(旅費)

第3条 役員等が出張したときは、旅費を支給する。

2. 旅費の支給額は、社会福祉法人柘形鳳翔会旅費規程の例による。

(報酬等の支給)

第4条 役員等の報酬は、定款第9条及び第23条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第5条に定めるとおり、無報酬とする。

2. 役員等に対して費用弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 役員等に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

2. 役員等に対する費用弁償費は、別表に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等は、理事会に出席した都度、支給する。

2. 評議員に対する報酬等は、評議員会に出席した都度、支給する。

3. 評議員選任・解任委員に対する報酬等は、評議員選任・解任委員会に出席した都度、支給する。

(報酬等の支給形態)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第8条 法人及び事業所の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公 表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表

名 称		報 酬	費用弁償費
理事会	常 勤	無報酬	無報酬
	非常勤	無報酬	3,000円
評議員会	非常勤	無報酬	3,000円
評議員選任・解任委員会	常 勤	無報酬	無報酬
	非常勤	無報酬	3,000円

付 則

1. この規程は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
3. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
4. この規程は、平成 19 年 9 月 1 日より施行する。
5. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
6. この規程は、平成 29 年 6 月 21 日より施行する。